聖籠町告示第100号

聖籠町建設工事入札参加資格審査規程実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成28年12月2日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町建設工事入札参加資格審査規程実施要綱の一部を改正する告示 聖籠町建設工事入札参加資格審査規程実施要綱(平成9年聖籠町告示第1号) の一部を次のように改正する。

第2の1ア中「平成6年建設省告示第1461号」を「平成26年国土交通 省告示第1055号」に改め、同1イ中(ア)を次のように改める。

(ア) 男女共同参画の推進状況

新潟県のハッピー・パートナー企業(新潟県男女共同参画推進企業)登録 要綱に基づく登録を受けている企業で、次の a 若しくは b のいずれか一方又 は両方に該当している場合に、申請のあったすべての建設工事の種類に対し て、別表第6による評点を与える。

- a 次世代育成支援対策推進法 (平成15年法律第120号) 第12条第 1項又は第4項に基づく「一般事業主行動計画」を策定し、都道府県労 働局へ提出した場合
- b 経営事項審査の審査基準日現在において、法第7条第2号イ、ロ又は ハに基づく主任技術者になる資格を有する女性を雇用している場合 第2の1イ(イ)中「1.8%」を「2.0%」に改め、第2の2才を次の

オ 男女共同参画の推進状況

別表第6を次のように改める。

ように改める。

男女共同参画の推進状況に応じて与える評点

主観的事項	評点
一般事業主行動計画を策定している場合	5
女性の技術者を雇用している場合	5

別表第9中「ISO認証取得の評点」を「男女共同参画推進状況の評点」に 改める。 別表第10を次のように改める。

別表第10(第2関係)

等級	土木一式工事		
	総合評点	1級技術職員数	1級技術職員数及び2級技術職員数の合計数
A	980以上	5人以上	15人以上
В	810以上	1人以上	5人以上
\mathbf{C}	710以上		2人以上
D	1以上		1人以上

- 1 1級技術職員とは、次に掲げる者をいう。
 - (1) 法による技術検定のうち、検定種目を1級の建設機械施工又は1級の土木施工管理とするものに合格した者
 - (2) 技術士法(昭和58年法律第25号)による第2次試験のうち、技術部門を建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。)、森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)、水産部門(選択科目を「水産土木」とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」、「森林土木」、又は「水産土木」とするものに限る。)とするものに合格した者
- 2 2級技術職員とは、次に掲げる者をいう。

法による技術検定のうち、検定種目を2級の建設機械施工又は2級の土木施工管理(種別を「土木」とするものに限る。)とするものに合格した者

等級	建築一式工事		
	総合評点	1級技術職員数	1級技術職員数及び2級技術職員数の合計数
A	800以上	2人以上	5人以上
В	700以上	1人以上	3人以上
С	650以上		2人以上
D	1以上		1人以上

- 1 1級技術職員とは、次に掲げる者をいう。
 - (1) 法による技術検定のうち、検定種目を1級の建築施工管理とするものに合格した者
 - (2) 建築士法(昭和25年法律第202号)による一級建築士の免許を受けた者
- 2 2級技術職員とは、次に掲げる者をいう。
 - (1) 法による技術検定のうち、検定種目を2級の建築施工管理(種別を「建築」とするものに限る。)とするものに合格した者
 - (2) 建築士法による二級建築士の免許を受けた者

等級	電気工事		
	総合評点	1級技術職員数	1級技術職員数及び2級技術職員数の合計数

A	750以上	1人以上	2人以上
В	650以上		1人以上
C	1以上		1人以上

- 1 1級技術職員とは、次に掲げる者をいう。
 - (1) 法による技術検定のうち、検定種目を1級の電気工事施工管理とするものに合格した者
 - (2) 技術士法による第2次試験のうち、技術部門を電気・電子部門、建設部門又は総合技術監理部門(選択科目を電気電子部門又は建設部門に係るものとするものに限る。)とするものに合格した者
- 2 2級技術職員とは、次に掲げる者をいう。
 - (1) 法による技術検定のうち、検定種目を2級の電気工事施工管理とするものに合格した者
 - (2) 電気工事士法(昭和35年法律第139号)による第一種電気工事士免状の交付を受けた 者又は第二種電気工事士免状の交付を受けた後電気工事に関し3年以上の実務経験を有する 者
 - (3) 電気事業法(昭和39年法律第170号)による第一種、第二種若しくは第三種電気主任 技術者免状の交付を受けた後電気工事に関し5年以上の実務経験を有する者
 - (4) 建築士法による建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有することとなった後電気工事に関し1年以上の実務経験を有する者
 - (5) 一般社団法人日本計装工業会が行う登録計装試験に合格した後電気工事に関し1年以上 の実務経験を有する者

等級	管工事		
	総合評点	1級技術職員数	1級技術職員数及び2級技術職員数の合計数
A	750以上	1人以上	2人以上
В	650以上		1人以上
С	1以上		1人以上

- 1 1級技術職員とは、次に掲げる者をいう。
 - (1) 法による技術検定のうち、検定種目を1級の管工事施工管理とするものに合格した者
 - (2) 技術士法による第2次試験のうち、技術部門を機械部門(選択科目を「熱工学」又は「流体工学」とするものに限る。)、上下水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門(選択科目を「熱工学」、「流体工学」又は上下水道部門若しくは衛生工学部門に係るものとするものに限る。)とするものに合格した者
- 2 2級技術職員とは、次に掲げる者をいう。
 - (1) 法による技術検定のうち、検定種目を2級の管工事施工管理とするものに合格した者
 - (2) 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)による技能検定のうち、検定職種を1級の冷凍空気調和設備施工、配管(選択科目を「建築配管作業」とするものに限る。)若しくは建築板金(選択科目を「ダクト板金作業」とするものに限る。)とするものに合格した者

又は検定職種を2級の冷凍空気調和機器施工、配管(選択科目を「建築配管作業」とするものに限る。)若しくは建築板金(選択科目を「ダクト板金作業」とするものに限る。)とするものに合格した後管工事に関し3年以上の実務経験を有する者

- (3) 水道法(昭和32年法律第177号)による給水装置工事主任技術者免状の交付を受けた 後管工事に関し1年以上の実務経験を有する者
- (4) 建築士法による建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有することとなった後管工事に関し1年以上の実務経験を有する者
- (5) 一般社団法人日本計装工業会が行う登録計装試験に合格した後管工事に関し1年以上の 実務経験を有する者

等級	舗装工事		
	総合評点	1級技術職員数	1級技術職員数及び2級技術職員数の合計数
A	950以上	5人以上	15人以上
В	1以上	1人以上	5人以上

- 1 1級技術職員とは、次に掲げる者をいう。
 - (1) 法による技術検定のうち、検定種目を1級の建設機械施工又は1級の土木施工管理とするものに合格した者
 - (2) 技術士法による第2次試験のうち、技術部門を建設部門又は総合技術監理部門(選択科目を「建設部門」とするものに限る。)とするものに合格した者
- 2 2級技術職員とは、次に掲げる者をいう。

法による技術検定のうち、検定種目を2級の建設機械施工又は2級の土木施工管理(種別を「土木」とするものに限る。)とするものに合格した者

3 舗装工事においては、上表に掲げる技術職員のほか、次に掲げる技術者を1人以上保有していることをA級の要件とする。

一般社団法人日本道路建設業協会が行う1級の舗装施工管理技術者資格試験に合格した者 附 則

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の規定は、平成29年度の建設工事の一般競争入札、指名競争入札 及び随意契約の協議に参加する者の資格審査から適用し、同年度前の資格審 査については、なお従前の例による。
- 3 第2の1アで規定する客観的事項において、平成26年国土交通省告示第 1055号により、平成26年10月31日に改正された建設業法第27条 の23第3項の規定による経営事項審査の項目及び基準に基づく、経営事項

審査結果通知書の写しを有していない者については、改正前の当該経営事項 審査の項目及び基準により審査するものとする。